

一般社団法人水難学会定款施行細則

第1章 会員

第1条 入会希望者は、様式1の入会申込用紙を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

第2条 退会希望者は、様式2の退会届を会長に提出しなければならない。

第3条 個人会員は、会長に届出て、本細則27条に定める地区のいずれかひとつに所属するものとする。

第2章 (削除)

第4条から第8条 (削除)

第3章 (削除)

第9条から第12条 (削除)

第4章 役員を選考

第13条 水難学会は、理事候補者推薦委員会を設ける。

2 理事会は、若干名の理事と会員からなる理事候補者推薦委員会を組織し、理事候補者を諮問する。

3 理事候補者推薦委員会は、2年毎に理事候補者推薦の公示を行う。公示は、選考年の3月を原則とする。

4 理事候補者推薦委員会は、理事候補者を選定し、理事会に答申する。

5 理事は、理事会が推薦し、総会の承認を受けた者とする。

第14条 定款第23条に定めた監事は、理事会が推薦し、総会の承認を受けた者とする。

第6章 委員会

第15条 会長は、理事会の承認を得て各種の委員会を置くことができる。

2 各委員会の委員長は、会長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱する。

3 各委員会に関する事項は、理事会の承認を得なければならない。

第16条 各委員会の委員長は、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員長及び委員は、委員会委員長が委嘱する。

第7章 学術集会

第17条 定款第3条の学術集会は、第 回(和暦年度)水難学会学術総会をいう。

2 学術総会の英文名は、The th Annual Meeting of the Society of Water

Rescue and Survival Research とする。

第18条 学術総会は、毎年1回4月から6月の間に開催する。

第19条 学術総会における研究発表は、会員に限る。

2 学術総会において発表される内容の要旨は、会報に掲載する。

第8章 会報

第20条 定款第3条の会報は、「水難学会報ういてまで Bulletin of The Society of Water Rescue and Survival Research, uitemate」と呼称する。

第21条 (削除)

第22条 会報は、所定の年会費を納入した会員に無償で配布する。

第23条 会員は、会報を通読しなければならない。

第24条 会報は、会員以外も購読することができる。

第9章 指導員制度

第25条 水難学会は、指導員制度を設ける。この運営は、別に定める指導員規則等による。

第10章 会費等

第26条 水難学会は、定款第8条により年会費を徴収する。金額は次のとおりとする。

- 一 個人会員 10,000円
- 二 学生会員 2,000円
- 三 法人会員 100,000円(毎口)
- 四 賛助会員 50,000円

2 個人会員の年会費は入会の年度に限り、入会月が10月以降1月ごとに500円を減ずる。

3 個人会員の年会費は理事会の承認を経て減免することができる。

4 個人会員の年会費は、水難学会認証指導員(プール)受講申し込みと入会届が同時に提出された場合に限り全額を免除する。

5 個人会員の年会費は、水難学会認証指導員(プール)資格を取得した翌年度に限り3,000円とする。

第11章 (削除)

第27条 (削除)

2 (削除)

第12章 法人会員

第28条 水難学会の定款及び本施行細則において、法人会員の地位を次のとおり定める。

一 入会 入会を希望する法人は、所定の入会申込用紙を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。また、理事会の承認を得た場合には速やかに所定の会費を納入しなければならない。

二 会員登録 水難学会は会費納入を確認後、直ちに水難学会会員名簿に登録する。

この場合、名簿に記載する法人会員情報は、前項の定めにより提出された文書に基づくこととする。なお、登録は、会費口数に関わらず、一法人につき1件とする。

三 会費 法人会員の会費は、本細則第26条の定めによる。なお、法人からの申し出により、会費口数を増加することができる。

四 退会 退会を希望する法人は、所定の退会届を会長に提出しなければならない。

五 (削除)

六 総会議決権 総会議決権は会費1口につき1個とする。ただし、一法人につき5個を上限とする。

七 会報配布 会報の配布は、会費1口につき10冊とする。なお、配布は会員登録届のあった住所宛への送付とする。

第13章 補則

第29条 水難学会の定款及び本施行細則に関し必要な規則は、理事会の承認を経てその都度別にこれを定める。

第30条 本施行細則を改正する場合は、理事会及び総会の承認を受けなければならない。

付 則

1 本細則は、平成23年6月11日から施行する。

2 本細則は、平成25年6月8日から施行する。

3 本細則は、平成26年6月14日から施行する。

4 本細則は、平成29年6月10日から施行する。

5 本細則は、平成30年6月9日から施行する。

6 本細則は、令和3年6月13日から施行する。

但し、第26条については令和4年4月1日から施行する。

7 本細則は、令和5年6月10日から施行する